

会 議 録

1 会議名

平成28年度第5回安塚区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1) 協 議（公開）

- (1) 地域活動支援事業に係る変更申請について
- (2) 地域活動支援事業に係る課題等について
- (3) 安塚区地域協議会としての審議内容について

2) 報 告（公開）

- (1) 上越市空き家等対策計画に係る質問に対する回答について

3) その他（公開）

- (1) 地域協議会に係る課題等について
- (2) 平成28年度安塚区地域協議会視察研修について

3 開催日時

平成28年9月27日（火）午後7時00分から午後8時05分まで

4 開催場所

安塚区総合事務所3階301会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：数井憲一（会長）、山岸重正（副会長）、池田嘉久、石田ひとみ、國保信夫
中島勝義、中村真二、長谷川直樹、秦克博、松苗正二、松野等
- ・ 浦川原区総合事務所：山崎産業グループ長、小林建設グループ長
- ・ 事務局：安塚区総合事務所 山崎所長、竹内次長、横尾市民生活・福祉グループ長
（併教育・文化グループ長）、國保班長、高橋主任
（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容（要旨）

【竹内次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：数井憲一会長

【数井憲一会長】

- ・挨拶

協議事項（1）地域活動支援事業に係る変更申請について事務局の説明を求める。

【高橋主任】

資料 No.1 により説明

【数井憲一会長】

委員に意見、質疑を求める。

【長谷川直樹委員】

もう既に決定していることであるし、また残金を市に返すということも難しいので、このまま申請どおり認めたらいかがか。

もう1点だが、地域活動支援事業で採択したものの事業完了を確認していないが、今まで変更申請等はなかったのか。

【高橋主任】

変更申請については、過去に1団体から納品が遅れたことによる事業完了の日程を変更する旨の変更申請はあったが、私が承知する限りでは補助金額に係るような変更はなかった。

【池田嘉久委員】

変更内容の中で、フォークリフトのリース料は、以前から聞いていなかったのか。こういう事業を行うには、フォークリフトのリースが必要だということではなかったのか。今回、急に変更申請が提出されたということか。

【高橋主任】

以前に話は聞いていなかった。今回、変更申請が提出された。

【池田嘉久委員】

738,650円のリース料だが、その下に今回特別値引きというのが283,650円ある。この理由等、お聞きであれば教えていただきたい。なぜ、こんなに大幅な値引きがあったのか。そして、この値引き分でフォークリフトの追加となったのか、確認したい。

【高橋主任】

値引き金額の詳細については確認していないが、例年、安塚商工会でこの事業者からリースしているので、大幅な値引きをしていただいたと聞いている。

【池田嘉久委員】

金額が変更したので、少し減額してもいいのかと思った。

【松野等委員】

基本的には、そうだと思う。前もって分かっていたことなので、もう少し早く速やかに申請をあげるべきだと思う。少なくとも事業を実施して、1か月もそのままにしたということは、少し誠意に欠ける気がする。

【數井憲一会長】

皆さんからいろいろ意見が出てきたが、次回からはしっかりした見積りを出すように御指導いただきたい。申請書のとおり承認してもよいか。

(「はい」の声あり)

【山岸重正副会長】

今言われたことが一番大事だと思う。誠意あるためには、そうしてほしい。附帯意見として、そういった意見を加えてはどうか。

【松野等委員】

分かった時点で報告することが大切だと思う。

【數井憲一会長】

附帯意見を付けて承認することとする。

委員に意見を求めるが、意見なし。

続いて、(2) 地域活動支援事業に係る課題等について協議を行う。資料No.2は、皆さんから報告いただいた意見等である。たくさんの意見が出てきている。地域活動支援事業はいい制度なので続けていただきたい、補助金の下限を10万円から5万円に下げてもどうか、プレゼンをしたほうがよいなど、いろいろな意見をたくさん出していただいた。この内容について、皆さんにお諮りしたいが、本日の協議とするか、あるいは来年の地域活動支援事業の要項等を協議する時期に協議するか、委員の意見を求める。

本日、半分協議して、次回また半分協議するという方法もある。

【松野等委員】

今出していただいたのだが、どちらかというとな来年の要項等を協議する前のほうがよいと思う。

【松苗正二委員】

忘れてしまうような気がするので、できたら少しでも協議したほうがいいと思う。

【山岸重正副会長】

今まで審査してきた方と、今回初めての方がいる。ここに出てきた意見をすぐ理解するのは難しいと思う。個々に勉強をして、決定するのは先にしたほうがいいと思う。そうでないと、理解できていないまま協議してもどうしようもない。この意見に対しては、時間をかけて協議したほうがいいと思う。

【松苗正二委員】

何回かに分けて協議していくということか。

【山岸重正副会長】

何回かに分けるということではない。勉強会の中で意見交換や協議をしていけばよいと思う。

【數井憲一会長】

要するに、来年に地域活動支援事業の審査が始まる前に、皆さんと協議してはどうかということだと思う。

【中村真二委員】

安塚区地域協議会として独自で決定できる範囲が分からないが、他の区がどのようにしているかとか、いろいろ勉強してから決めたほうがよいと思う。

【石田ひとみ委員】

私は初めてだったので、右も左も上も下も分からないうちに審査することになり、何回か提案書を読んだが分からず、プレゼンをして理解できたということが多々あった。何年も前から同じ内容で申請しているとかという話を聞いて、勉強不足であったと身に染みているので、何回か勉強会をさせていただいて、間際になってから協議するほうがよい。

【數井憲一会長】

間際になって協議したほうがよいという意見が大勢のようであるので、それによろしいか。

（「はい」の声あり）

それでは、間際になってからもう一度協議することとする。

続いて、(3) 安塚区地域協議会としての審議内容について、事前の提出があったか事務局に確認する。

【竹内次長】

事前の提出はない。

【數井憲一会長】

この場でもよいが、委員の提案等を求める。

(「ない」の声あり)

安塚区地域協議会としての審議内容について以上とする。

続いて、報告事項(1)上越市空き家等対策計画に対する回答について、事務局の説明を求める。

【横尾市民生活・福祉G長】

先回の地域協議会で、上越市空き家等対策計画について説明を行った。その中で池田委員から質問があった件について回答する。

1点目の質問で、特定空き家を含む家屋が空き家になった場合、固定資産税の取り扱いはどうなるのかという質問であった。回答する。家屋が空き家になった場合でも、その家屋が存在する限り固定資産税は課税される。

2点目の質問で、特定空き家に認定された家屋において、その所有者が亡くなった場合、及び子供などの相続人がいない場合は、固定資産税は賦課されるのかという質問であった。回答する。その家屋の所有者が亡くなった場合でも、所有者の相続人がいる場合は、その相続人が納税義務者となる。ただし、相続人が複数人であるときは、相続人代表者指定届を提出していただくことになる。その提出がないときは、市町村長が相続人の代表者を指定することになる。なお、相続人が誰もいないと判明した場合は、法定相続人全員が相続放棄した場合も含むが、その時点で固定資産税の納税義務者不存在、いわゆる納税義務者がいないという扱いになり、課税は保留となる。課税保留というのは、税金をかける人がいないので、税金をかけないという意味である。所有者が不存在となった場合でも、その家を使う者がいる場合には使用者課税ができるようになっているため、使用者に課税する場合がある。

【數井憲一会長】

池田委員、よいか。

【池田嘉久委員】

はい。

【松苗正二委員】

相続放棄をした場合、課税金はかからないという話を聞いたが、相続放棄をした場合、

建物はどうなるのか。

【横尾市民生活・福祉G長】

申し訳ないが、勉強不足でそこまで回答できない。

【中島勝義委員】

その建物が道路沿いにあって危険だとしても、誰のものでもないとかまえない。

【山岸重正副会長】

皆さんが放棄すれば誰のものでもなくなるから、国有化になるのではないか。

【松苗正二委員】

土地や建物を持っている人でもそこまでの価値がないということで、転居した人で放棄した人もいるかもしれないが、建物を解体するための費用とかが当然あるわけだが、そのような形になるのか。解体するのが嫌だから放棄するということでも承認してもらえるのか。

【中島勝義委員】

そう考える方が多いかもしれない。

【山岸重正副会長】

それに対して問題になっているのが、産業廃棄物の問題ではないか。

【松苗正二委員】

建物を解体しなければいけないとなった時に80平米を超えた建物を解体するとなると産業廃棄物という形のもので処分しなければいけないが、解体する意思がなくてそのまま放置すれば自然に潰れてしまうので、それについての制約は出てこないだろう。しかし、自然に建物が壊れるとなると危険が伴うので、そこに人が近づいたり、建物が壊れて車に当たったというのは、持ち主の責任である。財産放棄する人がたくさんいるような気がするが、市は認めてくれるのか。

【山岸重正副会長】

この話を聞くためには、保健所と専門家を呼んで話を聞かないといけない。

【山崎所長】

調べないと分からないが、たぶん相続放棄すると公有化ということで国の持ち物になってしまう。ただし、その建物だけを相続放棄するわけにいかない。財産全てを放棄しなければいけない。

【松苗正二委員】

もちろんそれは理解しているつもりである。例えば、預金があっても預金も放棄しな

ければいけないし、それは分かるが、相続放棄をするときに建物を壊す費用を負担しなければいけないのか。

【山崎所長】

相続放棄をするということは財産の全てを放棄することになるので、建物という資産も含めて全てがたぶん国のものになるかと思う。そうすると国の管理になるので、国で処分する。建物処分については、他の財産を充てることになるのか詳しいことは分からないが、相続した現金があればそれを充てる、土地を売ってその代金を充てるなど、放棄された財産で処分することになるかと思う。制度については、調べてみないと分からない。

【松野等委員】

相続放棄した場合、裁判所が入る。今話をしているのは、壊す費用と残った財産の比較である。壊すほうが多いということで、放棄するという選択肢があると思う。

【山崎所長】

そのほかに相続者がいないということも考えられる。

【數井憲一会長】

承知した。この話を詳しく聞いてみるか。

【長谷川直樹委員】

そんなことまでしなくても、いいのではないか。我々がそこまで突っ込まなくてもよい。時間の無駄だと思う。

【國保信夫委員】

この問題が出てきたのは、相続放棄したからでない。建物を放置したことによるものだ。管理をしないで放置すると、屋根が飛んで来たり、周辺でいろいろ迷惑なことが発生する。そういう場合に強く注意をして、解体を進めてもらうということを、ほとんど実施していないので、積極的に注意喚起などしたらどうか。

【山崎所長】

先回説明があったと思うが、今回空き家の適正管理と活用促進に関する条例が制定された。今後は危険家屋について、市で文書で注意していく。今お話があったことが、今度実施していくことになる。

【數井憲一会長】

この件については、これでよいか。

(「はい」の声あり)

続いて、その他（１）地域協議会に係る課題等について、事務局の説明を求める。

【高橋主任】

資料 No.3 により説明

【數井憲一会長】

意見の提出日は、いつまでか。

【高橋主任】

自治・地域振興課への提出期限は、10月31日である。委員の皆さんから事務局へ提出していただく期限は、次回の地域協議会の開催日を考慮して決定したい。

【數井憲一会長】

皆さんのほうで、市へあげる課題等があったら、記入していただき提出願いたい。

【長谷川直樹委員】

宿題ばかり与えてもらっても困るので、少しここで協議してはどうか。この4項目について、皆さんから意見を出してもらえばよい。前回の地域活動支援事業に係る課題等を提出するときも、個人的に意見を出すのではなく、せっかくの会議なのでここで少し協議して、まとめて報告すればよい。

皆さんがうちに帰ってじっくり検討して提出したいというのであれば、それはそれでよい。

【數井憲一会長】

今の長谷川委員の意見もいいと思う。皆さんいかがか。

【國保信夫委員】

時間があればそういうのもよいと思う。時間のない場合は、今の事務局の提案のとおり意見を聴取したほうがよいと思う。

【池田嘉久委員】

私は1年目なので、少し時間をいただきたい。去年の会長会議の資料など、改めて確認したい。私としては、少し時間をいただきたいと思う。

【中島勝義委員】

1年中、地域活動支援事業のことを協議しているような気がする。何か違うような気もする。市は、地域活動支援事業はその区でお任せのようなことを言っている。しかし、実際やってみると、これも駄目ではないか、あれも駄目ではないかと協議していて、1年中やっているような気がする。

【數井憲一会長】

そうである。半年くらいこの件を協議している。

【中島勝義委員】

地域協議会は、地域活動支援事業のことばかり協議していてよいのか。山奥の集落は、地域活動支援事業など提案してこない。そう思わないか。それは、集落で取り組んでも駄目だという考え方の人が多い。私どもの集落は、何年たっても1件も提案してこない。いくらそういう話をしても駄目である。そんな面倒なことをして、例えばプレゼンまでやって、そこで不採択になったらどうするのかという話になる。

【數井憲一会長】

それは、地域活動支援事業の在り方の問題でもあると思う。今回は、市役所から報告を求められているし、意見があれば記入し提出願いたいと思う。地域協議会の在り方の問題なので、安塚区地域協議会で、その点について検討し、その都度委員の皆さんから御意見をいただければと思うので、よろしく願いたい。

それでは、この問題についてどうするか。地域協議会で少し協議するか、それとも個人で意見を提出するか。

【長谷川直樹委員】

全般についてというのは難しいかもしれないが、改選についてというのは、4年では任期が長すぎるので、2年にしたらどうかなど意見があるのではないか。会議も月1回程度ということなので、そんなに頻度は多くないが、負担になることもある。

【數井憲一会長】

事務局に確認する。個々の委員の意見については、特に意見がなければ提出しなくてもよいか。

【高橋主任】

特に意見がない場合でも、特になしなどの記載していただき提出をお願いしたい。

【數井憲一会長】

市からの依頼があり、事務局の意見集約も大変だと思うので、ぜひ協力願いたい。

続いて、(2)平成28年度安塚区地域協議会視察研修について、事務局の説明を求める。

【高橋主任】

資料 No.4 により説明

【數井憲一会長】

委員に意見を求めるが、意見なし。

ほかに事務局から、連絡等はないか。

【竹内次長】

- ・市民と市長との対話集会「キャッチボールトーク」の開催について
- ・農業委員会法の改正に伴う新たな農業委員会組織について
- ・大浦安地域協議会委員研修会について

【長谷川直樹委員】

現在、安塚区の農業委員はどなたか。

【竹内次長】

安塚区の農業委員は、秦正敏さんと和栗喜栄さんの2名である。来年の3月28日で任期が満了し、新たな組織になる。

【國保信夫委員】

今度は1名になるのか。

【竹内次長】

市全体で24名なので、1名が目安になる。公募で応募される方もいるし、状況に応じて変更もあるかと思うが、13区においては1名を目安に考えている。

【數井憲一会長】

次回開催については、10月28日金曜日19時から開催する。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-592-2003（内線23）

E-mail: yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。